

4章 外壁改修工事

1節 一般事項

この章は、コンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁、タイル張り仕上げ外壁及び塗り仕上げ外壁のひび割れ部、欠損部及び浮き部の補修並びに仕上げの改修を行う工事に適用する。

- (a) 外壁改修工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (b) 外壁の仕上り面は、所定の形状及び寸法を有し、所要の状態であること。
- (c) タイル及び左官工事で塗り付けた材料には、有害な浮きがないこと。
- (d) 塗膜は、耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥がないこと。

- (a) 降雨・降雪にさらされないようにする。
なお、降雨、多湿等により結露のおそれがある場合は、すべての作業を中止する。
- (b) 仕上げ面の汚れや急激な乾燥を防止するために、必要に応じ、シート掛け、水湿し等を行う。
- (c) 寒冷期に施工する場合は、適切な防寒、保温設備等をし、凍害のないようにする。
- (d) 近接する他の部材や建物を汚損しないように、ビニル張り、板囲い、シート掛け等の適切な養生を行う。
- (e) 施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。

- (a) コンクリート打放し仕上げ外壁
 - (1) ひび割れ部改修工法の種類は、次により、適用は特記による。特記がなければ樹脂注入工法とする。
 - (i) 樹脂注入工法
 - (ii) Uカットシール材充填工法
 - (iii) シール工法
 - (2) 欠損部改修工法の種類は、特記による。特記がなければ充填工法とする。
- (b) モルタル塗り仕上げ外壁
 - (1) ひび割れ部改修工法の種類は、次により、適用は特記による。

4.1.1 適用範囲

4.1.2 基本要品質

4.1.3 施工一般

4.1.4 外壁改修工法の種類

- 特記がなければ樹脂注入工法とする。
- (i) 樹脂注入工法
 - (ii) Uカットシール材充填工法
 - (iii) シール工法
- (2) 欠損部改修工法の種類は、次により、適用は特記による。
- (i) 充填工法
 - (ii) モルタル塗替え工法
- (3) 浮き部改修工法の種類は、次により、適用は特記による。
- (i) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
 - (ii) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
 - (iii) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
 - (iv) 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
 - (v) 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
 - (vi) 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
 - (vii) 充填工法
 - (viii) モルタル塗替え工法
- (c) タイル張り仕上げ外壁
- (1) ひび割れ部改修工法の種類は、次により、適用は特記による。
- (i) 樹脂注入工法
 - (ii) Uカットシール材充填工法
- (2) 欠損部改修工法の種類は、次により、適用は特記による。
- (i) タイル部分張替え工法
 - (ii) タイル張替え工法
- (3) 浮き部改修工法の種類は、次により、適用は特記による。
- (i) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
 - (ii) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
 - (iii) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
 - (iv) 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
 - (v) 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
 - (vi) 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
 - (vii) 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
 - (viii) タイル部分張替え工法
 - (ix) タイル張替え工法
- (4) 目地改修工法の種類は、次により、適用は特記による。
- (i) 目地ひび割れ部改修工法
 - (ii) 伸縮目地改修工法

4.1.5

外壁改修塗り
仕上げの種類

改修後の新規仕上げの種類は、次により、適用は特記による。

- (a) 薄付け仕上塗材塗り
- (b) 厚付け仕上塗材塗り
- (c) 複層仕上塗材塗り
- (d) 可とう形改修用仕上塗材塗り
- (e) 各種塗料塗り
- (f) マスチック塗材塗り